

安芸市地域包括支援センター運営指針

安芸市
(令和 7 年 4 月)

目 次

- I 方針策定の趣旨
- II 地域包括支援センター等の意義・目的
- III 運営上の基本的考え方や理念
 - 1 公益性の視点
 - 2 地域性の視点
 - 3 協働性の視点
- IV 業務推進の指針
 - 1 事業計画の策定
 - 2 設置場所
 - 3 職員の姿勢
 - 4 地域との連携
 - 5 個人情報及びプライバシーの保護
 - 6 広報活動
 - 7 地域包括ケアシステムの構築
 - 8 事業評価
- V 具体的な業務
 - 1 包括的支援事業
 - (1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
 - (2) 総合相談支援業務
 - ①実態把握
 - ②総合相談業務
 - ③地域における認知症の人と家族への支援
 - (3) 権利擁護業務
 - ①成年後見制度の活用
 - ②高齢者虐待への対応
 - ③困難事例への対応
 - ④消費者被害の防止
 - ⑤研修等の開催
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
 - ②介護支援専門員に対する支援・指導
 - ③地域ケア会議の開催
 - (5) 生活支援体制整備
 - (6) 認知症施策の推進
 - (7) 在宅医療・介護連携の推進
 - 2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - 3 指定介護予防支援事業
 - 4 介護予防事業

I 方針策定の趣旨

この「安芸市地域包括支援センター運営指針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。（介護保険法第115条の46）

センターの設置責任主体は安芸市であることから、安芸市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営についても適切に行います。

安芸市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を發揮することにより、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保します。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、不当に特定の事業所等に偏らない適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、安芸市の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種は、職員相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

IV 業務推進の指針

1 事業計画の策定

センターは、安芸市の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

〔令和7年度の重点目標〕

- ① 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくため、早期対応に向けた認知症初期集中支援チームの設置や認知症の人や家族に対する支援、地域における理解啓発、認知症に関する正しい知識の普及、見守りネットワークの構築を図るほか、脳の健康度チェックの実施の拡大を図り、認知症予防や健康増進の充実を図ります。
- ② 医療と介護を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活できるように医療・介護に関する啓発やACP・看取りに関する啓発、インテーク時の対応基準の作成、支えあいノートの改定、ICTの活用などの取組の推進を図ります。
- ③ 地域住民の健康寿命の延伸および生活をより豊かにすることを目的として地域におけるロコモ・フレイル予防を推進するため、いきいき百歳体操やふれあいサロン、あったかふれあいセンター実施箇所等において、専門職の介入によるフレイルチェックを実施し、高齢者自身の身体・精神的な健康状態の把握や必要な介護予防（身体・口腔・栄養・認知など）への支援を行います。また、いきいき百歳体操やふれあいサロン等への参加支援（あき元気応援マイレージの拡充）し、住民主体の介護予防の場への参加の推進を図ります。

さらに、難聴高齢者への対応（ヒアリングフレイル予防）として、市民や専門職への啓発などの取組の推進を図ります。

2 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所（安芸市役所内）に事務所を設置しています。

3 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために自己研鑽に努め、業務を遂行します。

4 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させ

るとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

5 個人情報及びプライバシーの保護

センターが有する高齢者等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び関連規定に基づき、情報管理を徹底し、業務に関係のない目的での使用や不特定多数の者に漏れることのないように、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。また、利用者のプライバシー保護に配慮するため、相談対応時には周囲に相談内容が漏れない環境を確保するなど、利用者が安心して相談できる体制を整えます。

6 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

7 地域包括ケアシステムの構築

既存の事業に加え、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制整備を始めとした事業体制を確立することを念頭に、介護・医療・福祉の連携による高齢者支援の仕組みづくりを進め、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。

8 事業評価

センターが地域において必要とされる機能を発揮するために、評価指標等に基づいた自己評価を実施し、人員体制及び業務の実施状況を把握・評価します。また、評価の結果を踏まえて、事業の質の向上及びセンターの機能強化のための必要な改善を図ります。

V 具体的な業務

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるように努めます。また、本人ができるることはできる限り、本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

(2) 総合相談支援業務

①実態把握

様々な手段により、地域の高齢者的心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見

し、早期対応できるように取り組みます。

②総合相談業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的かつ迅速に相談できる体制をつくります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。また、

③地域における認知症の人と家族への支援

介護家族の負担軽減と安心して生活できる地域づくりとして、認知症サポーター養成講座を実施します。

成人だけでなく、早い段階から高齢者や認知症についての理解を深めてもらうため、若い世代への啓発活動等にも取り組んで行きます。

(3) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。

①成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び市のマニュアルに基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、介護保険係と連携を図りながら、適切な対応をします。

また、判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、介護保険係との連携を図って支援します。

③困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえセンターの各専門職が連携して対応策を検討します。

④消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

⑤研修等の開催

介護サービス事業所・施設の職員等を対象として、援助技術・対応の向上を目的に権利擁護についての研修を実施します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

②介護支援専門員に対する支援・指導及びサービス事業所への研修

ア 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員及び介護職員等の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。

ウ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるように、介護支援専門員のネットワークを活用します。

③地域ケア会議の開催

個別ケース会議を開催し、高齢者の自立支援やケアマネジャー・介護事業所の資質向上等につながるように、ケアマネジャー、介護事業所に対する指導・助言を行います。また、個別ケース会議を通じて、見えてくる地域課題等を関係機関と協議します。

(5) 生活支援体制整備

高齢者への生活支援サービスの体制整備に向けて、協議体（あつたかネットワーク会議や地区座談会）への参加や生活支援コーディネーターとの協力・連携に努めます。

(6) 認知症施策の推進

認知症対策としては、早期診断・早期対応が重要であるため、認知症の初期段階で、認知症の方やその家族に対して適切な支援を行うため、認知症初期集中支援チームのチーム員として、また、認知症地域支援推進員を中心に、認知症施策の推進に努めます。

また、認知症の方への支援にとどまらず、家族に対する支援を行い、認知症施策の普及・啓発を推進していきます。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護の資源の把握、関係機関との協力等を通じて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護の連携体制の構築に努めます。

2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が連携することができる環境整備が重要です。こうした連携体制を支えるため、地域ケア会議の開催等を通じて、地域の特性に応じたネットワークを構築し、関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるように努めます。

3 指定介護予防支援事業

介護予防サービス等を適切に利用できるように、介護予防サービス計画を作成します。また、指定居宅介護予防支援事業者に業務の一部を委託する場合は、特定の事業者に偏ることのないように、公正性・中立性を確保した上で事業者の選定を行うとともに、介護予防サービス計画作成等に必要な助言や支援を実施します。

4 介護予防事業

地域の介護予防活動が広く実施され、高齢者等が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるように、介護予防活動の育成・支援を行います。